

港区建築物耐震診断助成要綱

平成8年6月5日
8港街建第89号

(目的)・

第1条 この要綱は、建築物の所有者が建築物の耐震診断を行う場合に、これに要した費用の一部について助成金を交付することにより、建築物の安全性に対する意識を啓発し、災害に強い街づくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「耐震診断」とは、予想される大地震に対して、建築物が耐震性能を保有しているかどうかを判断するために行う調査をいう。

(対象建築物)

第3条 助成の対象となる建築物は、次に掲げる要件に該当する区内の建築物とする。ただし、港区木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成17年8月1日17港街建第55号）に基づく耐震診断の対象となる建築物を除く。

(1) 昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築した建築物で、別表第1に掲げる用途の建築物であること。

(2) 原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合している建築物であること。

2 前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めた建築物は助成の対象とすることができる。

3 第1項に規定する建築物が、区分所有建築物であるときは、区分所有者の集会における耐震診断の実施についての決議を、共有建築物であるときは、耐震診断の実施についての共有者全員の同意を必要とするものとする。

(助成対象者)

第4条 耐震診断の助成を受けることができる者は、前条に規定する建築物の所有者（国、地方公共団体及びこれに準ずるものを除く。）とする。ただし、区分所有建築物にあつては、区分所有者によって合意された代表者、共有建築物にあつては、共有者によって合意された代表者とする。

2 助成の対象となる耐震診断は、次の各号のいずれかに該当する機関に委託し、実施するものとする。

(1) 社団法人 東京都建築士事務所協会

(2) 財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

(3) 財団法人 日本建築防災協会

(助成金額)

第5条 助成金の額は、別表第2のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

(助成金交付申請手続)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、耐震診断の着手前に、建築物耐震診断助成金交付申請書(第1号様式)に別表第3に掲げる関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

(助成金交付決定及び通知)

第7条 区長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付することを決定したときは、建築物耐震診断助成金交付決定通知書(第2号様式。以下「交付決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の審査の結果、助成金を交付しないことを決定したときは、建築物耐震診断助成金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第8条 前条第1項の規定により、助成金の交付決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、助成金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は、担保に供してはならない。

(耐震診断の着手)

第9条 助成決定者は、交付決定通知書を受領後、適やかに耐震診断に着手し、着手したときは、直ちに建築物耐震診断着手届(第4号様式)により、区長に届け出なければならない。

(耐震診断の取りやめ)

第10条 助成決定者は、事情により耐震診断を取りやめるときは、建築物耐震診断取りやめ届(第5号様式)により、区長に届け出なければならない。

(完了報告)

第11条 助成決定者は、耐震診断が完了したときは、建築物耐震診断完了報告書(第6号様式)に、次の書類を添えて、区長に報告しなければならない。

- (1) 耐震診断報告書
- (2) 耐震診断受託書
- (3) 耐震診断費用の支払額が証明できる書類

(助成金の額の決定)

第12条 区長は、助成決定者が提出した前条の完了報告書の内容を審査し、助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、建築物耐震診断助成金確定通知書(第7号様式)により、助成決定者に通知するものとする

(助成金の交付請求)

第13条 前条の通知を受けた助成決定者は、建築物耐震診断助成金交付請求書(第8号様式)により、区長に助成金の交付を請求しなければならない。

(助成金の交付)

第14条 区長は、前条の規定により助成金の請求を受けたときは、助成金を交付するものとする。

(助成金交付決定の取消)

第15条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 事情により耐震診断を取りやめたとき。

2 区長は、前項の規定に基づき助成金の交付決定を取り消したときは、建築物耐震診断助成金交付決定取消通知書(第9号様式)により、助成決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第16条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成8年6月10日から施行する。
- 2 東京都港区木造建築物耐震診断助成要綱(平成7年8月1日付け7港都建第150号)は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成10年8月26日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

- 別記 建築物耐震診断助成金交付申請書(第1号様式)
建築物耐震診断助成金交付決定通知書(第2号様式)
建築物耐震診断助成金不交付決定通知書(第3号様式)
建築物耐震診断着手届(第4号様式)
建築物耐震診断取りやめ届(第5号様式)
建築物耐震診断完了報告書(第6号様式)
建築物耐震診断助成金確定通知書(第7号様式)
建築物耐震診断助成金交付請求書(第8号様式)
建築物耐震診断助成金交付決定取消通知書(第9号様式)

別表第 1

構 造	建築物の用途
木 造	(1) 在来軸組工法による住宅、下宿、店舗、食堂、喫茶店、美容院、理髪店 (2) 在来軸組工法による共同住宅、幼稚園、診療所、病院、公衆浴場、児童福祉施設等
非木造	(1) 住宅、下宿、店舗（大規模小売店舗を除く。）、食堂、喫茶店、美容院、理髪店 (2) 幼稚園、診療所、病院、公衆浴場、児童福祉施設等 (3) 共同住宅

(備考) 1 この表の建築物の用途は、建築物の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の7/10以上のものとする。

2 児童福祉施設等とは、児童福祉施設、助産所、身体障害者更生援護施設、精神障害者社会復帰施設、保護施設、婦人保護施設、精神薄弱者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム又は母子保健施設をいう

別表第 2

構 造	建 築 物 の 用 途	助 成 額
別表第 1 木造の(1)	在来軸組工法による住宅、下宿、店舗、食堂、喫茶店、美容院、理髪店	耐震診断に要した費用の10分の7の額とし、その額が10万円を超えるときは、10万円とする。
別表第 1 木造の(2)	在来軸組工法による共同住宅、幼稚園、診療所、病院、公衆浴場、児童福祉施設等	耐震診断に要した費用の10分の7の額とし、その額が15万円を超えるときは、15万円とする。
別表第 1 非木造の(1)	住宅、下宿、店舗（大規模小売店舗を除く。）食堂、喫茶店、美容院、理髪店	耐震診断に要した費用の10分の6.5の額とし、その額が100万円を超えるときは、100万円とする。
別表第 1 非木造の(2)	幼稚園、診療所、病院、公衆浴場、児童福祉施設等	耐震診断に要した費用の10分の6.5の額とし、その額が150万円を超えるときは、150万円とする。
別表第 1 非木造の(3)	共同住宅	耐震診断に要しか費用の10分の6.5の額とし、その額が200万円を超えるときは、200万円とする。ただし、延べ面積5,000㎡以上で、かつ住戸数が60戸以上の共同住宅については、住戸数により次に掲げる金額を限度とする。 1 60戸から69戸まで 210万円 2 70戸から79戸まで 220万円 3 80戸から89戸まで 230万円 4 90戸から99戸まで 240万円 5 100戸以上 250万円

(備考) 1 助成額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

2 同一敷地内に耐震診断の助成対象となる建築物が複数ある場合において、同時に耐震診断を実施するときは、耐震診断に要する費用が最も高額である建築物の耐震診断に対して助成する。

別表第3

第6条の申請書に添付する書類

- 1 当該建築物の確認通知書
- 2 当該建築物の検査済証
- 3 上記1又は2の書類がない場合は、建築確認年月日又は建築竣工年月日が確認できるもの
- 4 当該建築物の登記事項証明書又は権利書
- 5 申請者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿謄本
- 6 当該建築物が区分所有建築物である場合は、区分所有者の集会で耐震診断の実施について賛成であることが分かる決議書等
- 7 当該建築物が共有建築物である場合は、耐震診断の実施について共有者全員が同意していることが分かる書類
- 8 区分所有建築物である場合は、区分所有者によって合意された代表者であることが分かる書類
- 9 共有建築物である場合は、共有者によって合意された代表者であることが分かる書類
- 10 当該建築物の耐震診断見積書